

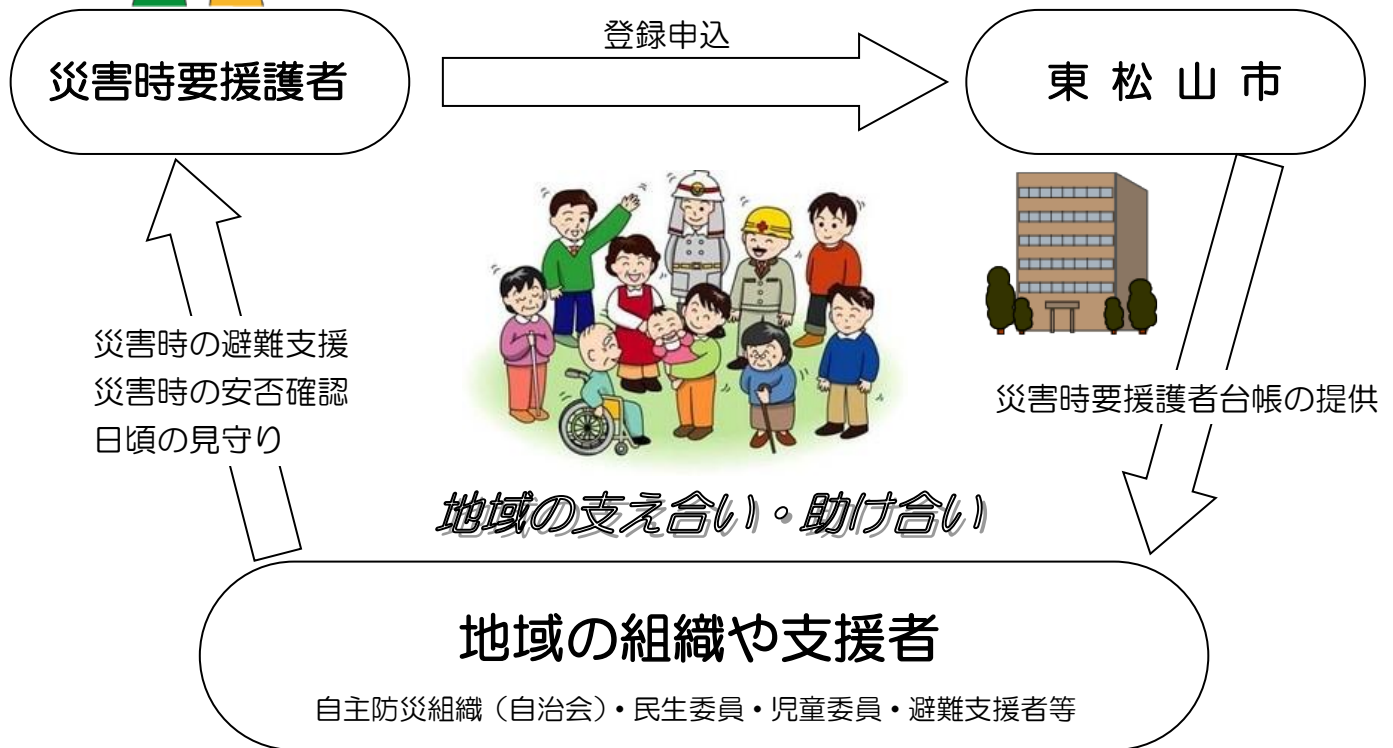
災害から自分の身を守るために 災害時要援護者避難支援制度



東松山市は、災害の発生やおそれがあるときに、自力での避難が困難な高齢者や障害者の方など（災害時要援護者）に対して、災害（避難）情報の伝達や避難場所への誘導など、支援を希望される方からの登録申請により名簿（災害時要援護者台帳）を作り、地域の支え合い・助け合いによって、支援する仕組みづくりを推進します。



災害時要援護者避難支援制度の仕組み（イメージ図）



1 対象となる方

次の①から⑦に該当し、災害時において家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の方を対象とします。

- ① 介護保険における要介護度3以上の認定者
- ② 身体に障害がある方（身体障害者手帳1・2級をお持ちの方）
- ③ 精神に障害がある方（精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方）
- ④ 知的障害がある方（療育手帳A・Bをお持ちの方）
- ⑤ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、日中独居の高齢者、高齢者のみの世帯
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 上記以外で、自力避難が困難な方（妊産婦、乳幼児、外国人等）

2 登録の手続き

(1) 登録申請書の提出先

登録申請書の用紙は、市役所社会福祉課と松山、大岡、唐子、高坂、野本、高坂丘陵、平野の各市民活動センターの窓口に用意してあります。また、市のホームページからも入手できます。必要事項をご記入のうえ社会福祉課、または各市民活動センターへ提出してください。

(2) 代理による登録申請

申請書の記入が困難な場合など、本人が手続きできない場合は、登録を申請されるかたのご関係を記入いただければ代理による登録申請ができます。

(3) 避難支援者について

避難支援者とは、災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合、支援が必要な方に対して、安否の確認や情報の伝達、避難場所への手助けを行ってくれるご近所や地域の方です。このような方がおられる場合は、本人の同意を得てご記入ください。

いない場合は、後日、申請者ご本人の意思を考慮し、地域防災組織等の地域組織と相談して選任いたします。

3 地域への情報提供

市では、登録申請していただいた情報をもとに名簿（災害時要援護者台帳）を作成し、これを自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員等の組織や避難支援者に提供します。

地域では、この名簿を使って、日頃の見守り活動や、災害時の避難支援に役立てていただきます。



4 個人情報の管理

登録申請書に記入いただいた個人情報を地域に提供することに同意していただくことが必要となります。

なお、登録いただいた個人情報は、適切に管理し、支援以外の目的には使用いたしません。

5 お願い

この制度は、あくまでも普段からの地域の支え合い・助けあいで、災害時の被害を少しでも減らそうとするものです。

登録をしても、災害の規模や発生場所、時間帯によっては必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方が責任を負うものではないことを十分ご理解のうえ、登録申請していただくようお願いいたします。

支援を希望される方ご自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。



お問い合わせ先

東松山市役所 健康福祉部

社会福祉課 Tel.(21)1408 (直通) FAX(24)6066

市ホームページ <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>